

岸和田丘陵土地改良区特定農地貸付規程

(目的)

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に岸和田丘陵土地改良区（以下「改良区」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2 本貸付けは、改良区が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3 貸付に係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び改良区が貸付農地を使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地の所有者の氏名及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- 貸付期間は、1年間とする。ただし、期限の2ヵ月前までに貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）が継続を希望し、改良区が認めた場合は更に1年間その期限を延長することができる。次年度以降も同様とする。
 - 入会金は5,000円とする。
 - 貸付けに係る賃料は、A区画15㎡（1区画）を年間8,400円、B区画30㎡（1区画）を年間15,000円、レイズドベッド1台を年間2,400円とする。
ただし、一人当たりの貸付はA・B区画については2区画までとし、レイズドベッドについては最大3台(A・B区画に貸付がある場合は1台)までとする。
また、1年間に満たない貸付けに係る賃料は、月割りにより算出するものとする。
 - 借受者は、入会金及び賃料を、貸付契約後、1ヵ月以内に改良区に支払うものとする。
- 2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- 建物及び工作物を設置すること。
 - 営利を目的として作物を栽培すること。
 - 貸付農地を転貸すること。
 - 樹木及び多年生植物を栽培すること。
 - 指定された区画以外への立ち入りや、違法駐車（耕作道への路上駐車含む）その他近隣住民や他の借受者の迷惑となる行為。
 - 農作物栽培に必要としない物の搬入並びに土、耕作土の搬出。
 - 動物、生物の飼育をすること。
 - その他農園の運営目的に反する行為。

(募集の方法)

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、岸和田市の広報とホームページに掲載し、必要に応じチラシ、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の2ヶ月前から1ヶ月間とするものとする。ただし、募集期間内に募集人数が集まらない場合は、随時募集するものとする。

(申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に改良区へ申込書を提出するも

のとする。

(選考の方法)

第7 改良区は、第6の規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 改良区は、1又は2により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付契約)

第8 改良区は、この貸付規程に基づき貸付契約書を作成し、第7の規定に基づき決定した借受者と契約するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第9 改良区は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第10 次の各号に該当するときは、貸付契約を解除することができる。

- 借受者が貸付契約の解除を申し出たとき
- 第4の2に掲げる行為をしたとき
- 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第11 借受者は、第4の1の(1)の規定による貸付期間が終了したとき又は第10の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(入会金及び賃料の返還)

第12 既に納めた入会金及び賃料は返還しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、賃料の一部又は全部を返還することができる。

- 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- 改良区が相当な理由があると認めたとき

附 則

- この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日の翌月1日から施行する。
- この規定の一部を改訂し、令和7年5月29日から施行する。(改正)

別表

番 号	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	位 置	貸付主体が新たに権利を取得するもの			貸付主体が既に 有している権利 に基づくもの
							権利の 種 類	所 有 者		
			登記簿	現 況				住 所	氏 名	
1～37 38～53	岸和田市稲葉町	3512	畑	畑	A 各 30 ㎡ B 各 15 ㎡	別図の とおり	賃借権			
計					1350 ㎡					

